

光明皇后筆「楽毅論」に見える重文符号

A Study of the Repeating Signs Used in Empress Komyo's Handwritten Copy of Gakki-ron
 OBUCHI Takayuki

大渕貴之

はじめに

「楽毅論」は、三国魏の夏侯玄（二〇九～二五四）撰述の評論である。戦国時代燕の將軍楽毅（前三世紀）は、斉との戦争で圧倒的勝利を収めながらも莒と即墨という二城を敢えて攻略しなかった。このことについて、夏侯玄は、同時代の論者による否定的評価に異を唱え、楽毅には自らが仕える燕の昭王の仁徳を齊人に示し、感化による帰順を促す政治的・戦略的意図があったと論じ、断じて愚策ではなかったと結論する。

この夏侯玄撰述の「楽毅論」であるが、中国文化史上は書聖王羲之（三〇三～三六一）により書写された「楽毅論」（以下、王書「楽毅論」と略称）としての知名度の方が遥かに高い。王書「楽毅論」は、智永（陳隋の僧、王羲之の七世孫）の「題右軍楽毅論後（『法書要録』卷二所収）」に「正書第一（正書の第二）」と称されたように、楷書の筆頭として尊ばれ、学び続けられてきた。他の王羲之の書と同様、真蹟は今に伝わらず、現存する多数の臨模本について、伝来上の正統性や書法上の優劣が様々に

論じられている。我が国においても、王書「楽毅論」は早くに将来され、学ばれていた。正倉院伝存の御物、光明皇后（七〇一～七六〇）臨写本に、その事実を窺うことができる（図1）。光明皇后は、若年より王羲之の書を学んだ⁽¹⁾。当該臨写本は、その奥書によれば天平一六年（七四四）、皇后四四歳の頃の臨書である。後の天平勝宝八年（七五六）、時に皇太后であった光明皇后は、先帝（聖武天皇）供養を主目的に国家の珍宝を盧舎那仏（大仏）に奉献したが、その際に他の御物とともに東大寺へと献納されたことが、『東大寺献物帳』天平勝宝八年六月二一日の条（『大日本古文书』卷四、一一一～一七五頁）によって知られる。

王書「楽毅論」の書法上の確固たる地位は、現在でも揺るぎなく研究も数多い。そのほとんどが藝術学上の観点から為されたものであることは、王書「楽毅論」の書法藝術上の地位に鑑みれば、何ら怪しむところではない。しかし、一方で王書の本文に着目した考察となると、やや等閑に付される嫌いがある。全篇にわたって本文の異同に触れた

樂毅論
夏侯泰初

世人以樂毅不持按管即墨為劣是以叙而論之

夫未古賢之意宜以大者遠者先之必迂迴而難通然後已焉可也今樂氏之趣或者其未盡乎而多劣之是使前賢夫指於齊來不吝惜我觀樂生遺燕惠王書其殆無乎機合乎道以終始者與其喻昭王曰伊尹放太甲而不疑大甲受放而不怨是存大業於至公而以天下為心者也夫倅極道之量務以天下為心者必致其主於盛隆合其趣於先王苟君臣同符斯大業定矣于斯時也樂生之志千載一遇也其將行千載一隆之道登其層蹟當時心於兼并而已哉夫兼并者非樂生之所屑彊燕而廢道又非樂生之所求也不屑苟得則心無近事不求小成斯意無天下者也則舉齊之事所以運其機而動海也夫討齊以明燕之主義此兵不興於為利矣圍城而皆不加於百姓此仁心著於遐邇矣舉國不謀其功除暴不以威力此至德全於天下矣邁全德以率列國則幾於湯武之事矣樂生方恢大綱以縱二城牧民明信以待其弊使即墨莒人頌仇其上願釋于戈賴我猶觀善守之智無所之施然則求

仁得仁即墨大夫之義也任窮則從微乎適周之道也開彌廣之路以待田單之造長容善之風以申齊士之使夫忠者遂節通者義著昭之東海屬之華裔我澤如春下應如草道光宇宙賢者託心鄰國傾慕四海延頌思戴燕主仰望風聲二城必從則王業隆矣雖淹留於兩邑乃致速於天下不幸之變世所不面敗於無成時運固然若乃適之以威劫之以兵則攻取之事求欲速之功使燕齊之士流血於二城之間後教傷之殘示四國之人是縱暴易亂貪以成私鄰國望其猶豺虎既大隨稱兵之義而喪濟弱之仁嚮齊之前廢廉善之風掩宥通之度棄王德之隆雖二城幾於可拔霸王之事遊其遠矣然則燕雖兼齊其與世主何以殊哉其與鄰敵何以相傾樂生豈不知拔二城之速了哉願城拔而業垂豈不知不速之致變願業垂與變同由是言之樂不屠二城其六未可量也

天平十六年十月言
藤三娘

圖 1 光明皇后御書樂毅論「第六十一回「正倉院展」目錄」（奈良國立博物館，2009年）

ものとしては、管見の限り、藤原有仁氏による⁽²⁾ 詠注並びに桃山艸介氏の⁽³⁾ 詠注を挙げ得るのみである。因みにこの二者の内、本稿では全面的かつ詳細な指摘を行なう藤原氏の詠注を以下に取り上げたい。

書法藝術の重要作品である王書「楽毅論」について、藝術上の観点を⁽⁴⁾ 用いずに、本文上の観点から考察を加えることは、従来意義有ることとは見なされてこなかったと思われる。また同時に、夏侯玄撰述「楽毅論」の本文批判を行なう上では、より文意が明快で誤脱が少ないと考えられる『史記』の裴駰（南朝宋「四二四―四七九」の人、生卒年未詳）集解所引の本文を基本として、唐の最初期に成立した勅撰類書『藝文類聚』卷二二、人部六、品藻に採録された本文が参照されることはあっても、書藝作品として認識される王書「楽毅論」の諸臨模本は、さほど重要視されなかったように思われる。

正倉院に伝存する光明皇后御筆の臨写本には、他の臨模本には無い特徴を持つ一句が存在する。わずか一句ではあるものの、臨模を重ねるうちに⁽⁵⁾ 変容していった王書「楽毅論」当該句の原型にも迫りうる重要な異同である。また、その異同には、版本以前、写本によってテキストが流通、伝存していた時代における書写上の習慣の点でも注目すべき特徴が備わる。

夏侯玄撰述「楽毅論」の本文として、『史記』裴駰集解所引の本文が優れることは先に述べた。しかし裴駰集解所引の「楽毅論」について、南宋刊『史記』三家注本より以前に遡って、本文が如何に作られていたかを知る由はない。刊本以前の本文について、その書写の具体的様相を知りうる点でも光明皇后臨写本は興味深い。従来、中国学に於いて本文研究の中心は版本であり、近年漸くにして写本、殊に日本の古鈔本の有用性、優位性への認識が高まってきた。本稿の指摘は些細なものではあるものの、写本一般の研究上、また日本古鈔本の学術的価値を示す上で、一定の意義を有するものと考ええる。

一、光明皇后臨写本「千載一遇」句に見える「、」

問題となる異同は、「楽毅論」冒頭よりさほど遠くない位置に現れる「千載一遇」句に見られる。当該句を考察する上で必要となる文脈を把握する意味でも、煩を厭わず文頭より問題となる箇所までを以下に引用したい。なお、引用のテキストは光明皇后臨写本に拠り、冒頭三文字目の「多」字は諸法帖に従い補った。また適宜句読点等を加え、改行を施す（以下同じ）。

A 世人（多）以樂毅不時拔莒・即墨爲劣。是以敘而論之。

B 夫求古賢之意、宜以大者・遠者先之。必迂迴而難通、然後已焉可也。今樂氏之趣、或者其未盡乎、而多劣之。是使前賢失指於將來。不亦惜哉。

C 觀樂生遺燕惠王書、其殆庶乎機、合乎道、以終始者與。其喻昭王曰、「伊尹放大甲而不疑、大甲受放而不怨。是存大業於至公、而以天下爲心者也。」夫欲極道之量、務以天下爲心者、必致其主於盛隆、合其趣於先王。苟君臣同符、斯大業定矣。

D 于斯時也、樂生之志千、載、一、遇、也。亦將行千載一隆之道。豈其局躋當時、止於兼并而已哉。……

A 世人 多く楽毅の時に莒・即墨を抜かざるを以て劣れりと為す。是を以て叙べて之を論ぜん。

B 夫れ古賢の意を求むるには、宜しく大なる者・遠なる者を以て之を先にすべし。必ず迂迴して通じ難きも、然る後に焉に已めんは可なり。今樂氏の趣、或る者は其れ未だ尽くさずして、多く之を劣れりとす。是前賢をして指を将来に失わしむ。亦た惜しからずや。

C 樂生の燕恵王に遺る書を觀れば、其れ殆ど機に庶く、道に合
い、以て終始する者か。其れ昭王に諭して曰く、「伊尹は大甲を放
ちて疑わず、大甲は放たるるを受けて怨まず。是大業を至公に存
らしめ、而して天下を以て心と為す者なり」と。夫れ道の量を極め、
務めて天下を以て心と為さんと欲する者なれば、必ず其の主を盛
隆に致し、其の趣を先王に合うるなり。苟も君臣符を同じくすれば、
斯に大業定まれり。

D 斯の時に于てや、樂生の志は千載一遇にして千載一遇なり。亦
た將に千載一隆の道を行わんとす。豈に其れ當時に局蹟し、兼并
に止まるのみならんや。……

当時の論者の樂毅批判に対し、論駁を加える宣言(A)に導かれ、ま
ず先賢の考えは大局的視点で捉えるべきであり、凡人に解しがたいのは
仕方ないとしても、思考を尽くさないまま樂毅の意図を愚昧であったと
結論するのは、樂毅にしてみれば、後の世になって主君の意志に背いた
とのあらぬ汚名を着せられることであり、甚だ残念であると述べ始めら
れる(B)。続けて、生前の昭王に対する言葉や、昭王の後を受けた恵
王に対する書状から、樂毅は仁道による治政の奥深さを極め、私心無く
天下の大事を自らの務めとして励んだとし、主君を隆盛へと導く、まさ
に昭王と志一つの人物であったと積極的に評価する(C)。そして、こ
の哲学の一致する君主(昭王)に巡り会った樂毅が、莒・即墨の二城を
攻略しなかつた真意について、いよいよ本論の展開を始めようかとい
う部分(D)に、一考を要するテキスト異同が見られる。先に引用した本
文中、傍線を付した「樂生之志千、載、一、遇、也」がそれである。
この点について藤原氏は、次のように述べられる。

千載一遇也亦將行千載一隆之道

『史記』集解本はこの個所を「千載一遇、夫千載一遇之世、亦將行
千載一隆之道」に作る。諸法帖本のうち、『宋拓宝晋齋帖』(中華書
局影印本、一九六二年)所収本は、上の「千載一遇」の毎字に加点
があり、我が光明皇后の臨本と伝えるものにも加点がある。また
『戲鴻堂帖』所収本にも一部加点の痕跡が認められる。これは『史
記』集解本にある覺句を示したもので、王羲之の真蹟には当然加点
があつた筈である。……

藤原氏の指摘通り、『史記』樂毅伝に引く裴駟の集解には、

于斯時也、樂生之志千載一遇。夫千載一遇之世、亦將行千載一隆之道。

斯の時に于てや、樂生の志は千載一遇。夫れ千載一遇の世に、亦
た將に千載一隆の道を行わんとす。

とある。また、「諸法帖本」については、氏の参照された諸法帖が具
体的にいずれを指すか詳らかではない。王書「樂毅論」には、唯一の宋拓
である『宋拓宝晋齋帖』(上海図書館所蔵)本のほか、明刻以下が多数
存在する。本論では、『宋拓宝晋齋帖』本(北京古籍出版社、一九九二
年影印)のほか、飯島太千雄編著『樂毅論集』(5)に影印され、同書所収の
立石光司「樂毅論小稿」(6)に王書「樂毅論」の代表的法帖と解説される、
元祐秘閣帖本、余清齋帖本、越州石氏本、晋唐小楷帖本、戲鴻堂帖本の
五種を加えた、合計六種の法帖を参照した。その結果は、以下の通りで
ある。

『宋拓宝晋齋帖』本：千、載、一 遇△也

※△は、僅かに痕跡を留める。

元祐秘閣帖本：千載一 遇 也
余清齋帖本：千載一 遇 也
越州石氏本：千載一 遇 也
晋唐小楷帖本：千載一 遇 也
戲鴻堂帖本：千載、一、遇 也

藤原氏の指摘通り、戲鴻堂帖本には、「、」が「載・一」両字の後に附され、「一部加点の痕跡」とも言える状況である。『宋拓宝晋齋帖』本については、氏の指摘するような「千載一遇」毎字の加点は見受けられない。筆者は藤原氏参照の中華書局影印本（一九六二年）を未見であるが、中華書局影印本、北京古籍出版社影印本ともに上海図書館所蔵本の影印である。詳細な事情については判断しかねる。ともかく、藤原氏は、集解本に見える「千載一遇」の繰り返し（前引傍線部）に着目し、一部法帖と光明皇后臨写本の「千載一遇」句に見える加点やその痕跡から、「千載一遇」は本来「千、載、一、遇、」に作られるべきであって、王羲之の真蹟も同様に四字全てに加点を伴っていたはずであると結論された。以上のように、藤原氏は、従来ほとんど触れられることのなかった問題を提起し、実に興味深い結論を導き出されたわけであるが、加点「、」については、それが真に同字反復を示す記号であるのか、従来明らかにされていたわけではない。

二、重文符号としての「、」

同字反復を示す記号については、中国において「重文号(chongwenhao)・重文符号(chongwenfuhao)」と称され（本稿では「重文符号」の用語を使用する）、記号の意味や使用法に関する論著も数多く見られる。⁽⁸⁾そ

れら先行研究に挙がる重文符号の様式は「=」、「々」、「く」、「又」、「：」が全てであり、唯一、任遠氏の論考（註8参照）に、

在这许多不同样式的重文符号中，两点『：』（即两画『=』的形变）使用最为广泛，明清时期也有人省作一点『、』、……

とあり、重文符号は二点（「：」や「々」）が最も多用されること、明清期には省略形として「、」の使用例があったことが指摘される。ただし、これもあくまで明清時期の一部文献に看取されるとの限定付きである。それより前の時代に於いてどうであったか、言及はなされない。

そこで筆者は試みに『宋拓宝晋齋法帖』所収の王羲之書並びにその他の書法藝術上重要視される代表的真蹟資料を対象に調査を行ない、光明皇后臨写の王書「衆毅論」以外に重文符号としての「、」の使用例を見出した。網羅的な調査ではないものの、限られた調査範囲であっても重文符号として用いられる「、」を見出し得たことは、却ってこの用法がある程度一般的であったことを示唆するようにも見える。圧倒的に高い使用頻度を持つ二点の「々」や「：」の影となり、その存在に注目が及ばなかったと思われる。

その用例であるが、王羲之の書では、「官奴帖」並びに「旧志帖」に見える各一例を挙げうる（図2）。「官奴帖」には、「頭々癡、」とあり、「頭癡」を反復させるにあたって、「々」と「、」とを併用する。

また、王書以外の例として、図3に3例を挙げる。初唐の三大家に数えられる欧陽詢や、宋四大家の一人である蘇軾といった書の名家を始め、南宋理宗期に宰相であった鄭清之にも用例を認めることができた。

「、」を重文符号と見ることに問題はなく、藤原氏の指摘通り「千、載、一、遇、也」は、「千載一遇」を反復させて「千載一遇千載一遇也」と読めそうである。しかし、問題はこれで全て解決するわけではない。「千

〔官奴帖〕

轉
篤
又
苦
頭
癱
以
潰
尚
不

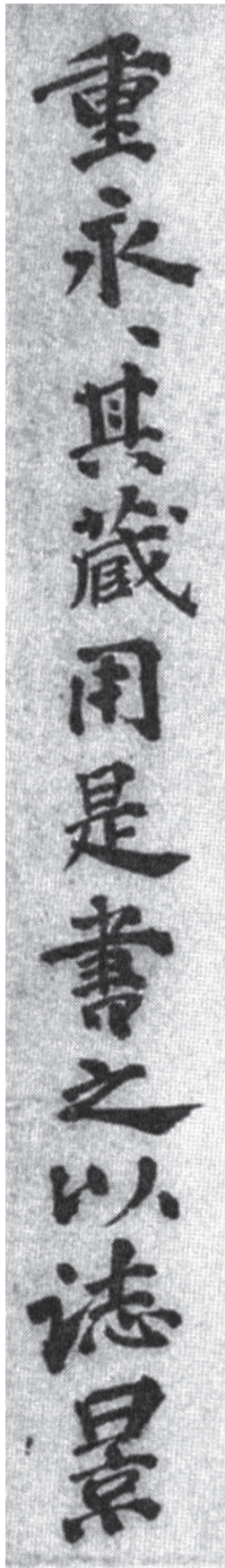
轉
篤
又
苦
頭
癱
以
潰
尚
不

〔旧志帖〕

舊
志
道
意
甚
勤
至

舊
志
道
意
甚
勤
至

図2 『宝晋斋帖』所収王羲之書に見える重文符号「、」 『宋拓宝晋斋帖』（北京古籍出版社，1992年）



三(南宋) 鄭清之「宋徽宗『行書蔡行勅』識語」(遼寧省博物館所藏)
重 永 、 其 藏 用 是 書 之 以 誌 景



二(北宋) 蘇軾「行書答謝民師論文帖」(上海博物館所藏)
賤 也 紛 、 多 言 豈 能 有 益 於



一(初唐) 歐陽詢「行書卜商帖」(故宮博物院所藏)
卜 商 讀 書 畢 見 孔 子 、

図3 王羲之書以外に見える重文符号「、」 同朋舎出版・文物出版社編『中国真蹟大観』(同朋舎出版, 1995年)

載一遇」の四字を反復させたとして、その場合、文意は素直に通るのであろうか。また、王羲之の真蹟は、光明皇后臨写本の如き「樂生之志千、載、一、遇、也」であったのだろうか。更に踏み込んで検討してみたい。

三、『史記』集解本の形からの転訛過程

光明皇后臨写本を重文符号に従って読む通りに書き下せば、以下のようになる。やや前後の文脈を伴うかたちで示してみよう。

于斯時也、樂生之志千載一遇也。千載一遇也。亦將行千載一隆之道。

斯の時に于てや、樂生の志は千載一遇にして、千載一遇なり。亦た將に千載一隆の道を行わんとす。

文意を取れば、「最高の主君に巡り会った、その時、樂毅の志は千年に一度の好機、千年に一度の好機に巡り合ったのである。また時機を逃さず千年に一度の隆盛にいたる仁道を実践しようとしたのである。」となる。樂毅がまたとない機会に巡り合ったことを強調して「千載一遇千載一遇也（千載一遇にして千載一遇なり）」と表現することも可能であったかも知れないが、稀な行文であり不自然さを免れない。また、「千載一遇」を反復させるべき重要な論拠となる『史記』集解本との異同も解決されない。

そこで筆者は、夏侯玄撰「樂毅論」の原型は『史記』集解の本文であると仮定した上で、「千、載、一、遇、也」への転訛が可能であるか検証すべく、その過程を以下のように想定してみた。

①于斯時也樂生之志千載一遇夫千載一遇之世亦將行千載一隆之道

まず、①の『史記』集解本の本文から、上下二つの「千載一遇」に挟

まれた発語の助字「夫」が脱落する。発語の助字が省略される現象は、しばしば見受けられることである。脱落の結果、本文は次のようになる。

②于斯時也樂生之志千載一遇千載一遇之世亦將行千載一隆之道

反復する一連の文字（今回の場合は「千載一遇」の四字句）を重文符号により略記するにあたり、通常、反復する二つの語句の間に別の文字が挟まることはない。①の本文から発語の助字「夫」が脱落し、②の形となることで、「千載一遇」は重文符号によって略記されることが可能となる。次にその一文を示すが、重文符号には先述の通り、より一般的で圧倒的な使用頻度を有する二点（ \sim ）を用いる。

③于斯時也樂生之志千 \sim 載 \sim 一 \sim 遇 \sim 之世亦將行千載一隆之道

ここで注目したいのが、傍線部の重文符号「 \sim 」と「之」字との字形の近似である。「之」字は、字体・書体によっては「 \sim 」とかなりの近似性を持つ。これによって書写時に錯誤が惹き起こされ、「之」字が脱落したものと考える。この点については、或いは助字「之」の省略と見て取ることもできる。その場合でも、「之」が本文より消失する可能性を持つことには変わりない。この結果、次の④の本文が現れる。

④于斯時也樂生之志千 \sim 載 \sim 一 \sim 遇 \sim 世亦將行千載一隆之道

④で注目したいのが、傍線部中の「世」字である。本来の本文と仮定する「世」字と、現行王書「樂毅論」該当部分に見える「也」字とは、語義上の近似性は全くないものの、これも魯魚の誤りを生じさせるには十分な字形上の近似性を持つ。『史記』太史公自序の本文「有司靡踵彊

弱之原云以世」に対して、

集解、徐廣曰、一作云已也。

索隱案、……以(一)呂當作已。世當作也。竝誤耳。云已也、皆語助之辭也。

との注釈が見えるのも、その一例である。「世」を「也」に誤った結果、以下の通り、光明皇后臨写本に同じ本文(但し、光明皇后臨写本の重文符号は「、」が生成される。

⑤ 于斯時也樂生之志千載一遇也亦將行千載一隆之道

⑤の形から、重文符号の一部或いは全部を失えば、光明皇后臨写本以外の現存する王書「樂毅論」の本文となる。

以上、『史記』集解本を原型とする王書「樂毅論」本文への転訛過程を想定してみた。この他、③の本文において、まず「世」が「也」に誤写され、意味上浮いてしまう「之」字が落ちたとみることとも可能かも知れない。いずれにせよ、『史記』集解本の形を出発点とする異文の生成として説明可能である。『冊府元龜』卷八二九に引く「樂毅論」が、

于斯時也、樂生之志、千載一遇之世、亦將行千載一隆之道。

と傍線部のように作るのも、書写に当たって、二度繰り返される「千載一遇」の一つ目を筆写の後、視線を原書に戻した際、二つ目の「千載一遇」に目移りした結果と考えられ、『史記』集解本の形が、夏侯玄撰「樂毅論」の原型であったとする仮定の妥当性を強化してくれる。

それでは、王羲之自身が目にし、書写した「樂毅論」の本文は、如何

なる形、すなわち上述した転訛過程のうち、いずれの段階の本文であったのか、最後にこの点について考えてみたい。

四、王書「樂毅論」「千載一遇」句の真蹟

完全な加点を確認できる光明皇后臨写本を筆頭に、加点の痕跡の見え方いくつかの法帖に基づいて、王書の真蹟に重文符号の加点が存在したことは認めて良いと考える。この点、先に見た藤原氏の指摘に同じである。これに加えて筆者は、現行王書の「也」字は、王書真蹟において「世」字ではなかったかと考える。すなわち、前節④の本文である。ちなみに、王書「樂毅論」に見える重文符号が「、」であり、また王羲之の書く「之」字にしても「、」と錯誤を生じさせるような字形でない点を考えれば、③の本文は考えがたい。

先にも触れたとおり、「千載一遇千載一遇也(千載一遇にして千載一遇なり)」では、文意が必ずしも明瞭ではなく、むしろ不自然と言っても過言ではなかった。実際、諸法帖のほとんどが、四字全てに対する重文符号の加点を落としているのも、原因はこの点にあるものと考ええる。

森野繁夫氏は、論考「王羲之と『樂毅論』」(『言語文化』No.2 四国大学附属言語文化研究所、二〇〇四年)において、王羲之が「樂毅論」を書写した動機の所在は、東晋の国家経営を危うくする北伐回避のため孤軍奮闘するも聞き入れられない情況にあった王羲之が、樂毅の莒・即墨二城に対する不侵戦術は愚昧な戦術ではなく、仁道による無血攻略を狙った上策とする夏侯玄の論に強く共感したことにあると説かれた。筆者も同意するところである。

『史記』集解に見える「千載一遇」句の本文、またそれと文意を同じくする前節④の本文は、仁道による教化策を志す樂毅が、哲学を同じくする主君昭王と千載一遇の奇跡的巡り合いを得て、その千載一遇の世に、千年に一度の国家隆盛の道を築き上げようとしたと説く一節にあた

る。楽毅の志が昭王の志と「千載一遇」を得たと言い切ったうえで、「千載一遇（之）世」に「千載一隆之道」を行なおうとしたと、「千載一遇」を重ねつつその次には「千載一隆」と変化させる文章構成は、「千載一」の疊かけが間延びすることなく文中に一つの山場を作り上げ、読む者に昭王と巡り合った楽毅が、将に理想の政治に邁進しようとした勢いを感じさせる。東晋の将来のため、度重なる北伐回避の献策を行ないながらも、決して受入れられることのなかった王羲之の心に響き、書写するに至った本文は、「世」を「也」に誤って文章の流れに遅滞ある現行王書本文ではなく、正しく「世」に作る④の本文であったはずである。王書真蹟が臨模を重ねられる間に「世」字は「也」字へと転訛し、重文符号の加点も多くの臨模本で脱落していくなか、光明皇后御覧の模本は、「也」字に転訛しつつも加点を留めた一本であったと考えられる。

王書「楽毅論」については、梁武帝（四六四～五四九）と陶宏景（四五六～五三六）との間で梁内府所蔵本をめぐって、それが真蹟ではないとの結論で一致する等、早くから臨模本のみにての流伝であったことが知られている。そうであれば、現存する王書「楽毅論」からその真蹟を窺い知ることは、もはや不可能と言うほかないであろう。しかし、その「真蹟」という意味も、書風という藝術上の観点が問題となる場合ならともかく、王羲之が目にし、書写した本文（テキスト）という観点から探る場合には、未だ考察の余地が存在するように思う。本稿は、わずか「千載一遇」句のために贅言を弄したものに他ならないが、明瞭な加点を見せる国宝光明皇后臨写本が、王書「楽毅論」本文の原型考察にとつて重要な価値を持つ一本であり、また重文符号「、」の用法を今に伝える貴重なテキストであることを示せたならば幸いである。

註

- (1) 春名好重『書の古代史』九八頁、新人物往来社、一九八七年
- (2) 福本雅一編『中国碑帖選訳注』上、二二三～二四八頁、玉林堂、一九八四年
- (3) 桃山岬介解説『王羲之・楽毅論・黄庭経・東方朔画賛・孝女曹娥碑』（書聖名品選集四）六～三九頁、マール社、一九八五年
- (4) 前掲書二三五頁を参照。
- (5) 王羲之名品字帖第一卷、雄山閣、一九九七年
- (6) 前掲、飯島太千雄編著『楽毅論集』一五六～一五七頁
- (7) 他の記号「合文号」の歴史的展開に関連し、「重文号」の呼称を用いてその用法を紹介した和文の論考に、松清秀「合文号と重文号について」（平形精一編『文字文化と書写書道教育』所収、菅原書房、二〇一一年）があり、参考とした。
- (8) 任遠『古代重文符号略論』（『語言研究』一九九〇年第一期、八七～九二、二二五頁）、袁暉ほか著『漢語標点符号流変史』（湖北教育出版社、二〇〇二年）、張少艶『敦煌書儀語言研究』第三章第二節「特殊的抄写符号」（商務印書館、二〇〇七年）等を参照。
- (9) 同朋舎出版・文物出版社編『中国真蹟大観』（同朋舎出版、一九九五年）を用いた。
- (10) 重文号「々」を「之」字に誤認することで生じる文字異同については、鮑善淳「重文表示法与古籍校勘」（『安徽教育学院学报』一九九〇年第一期、七九～八二頁）に「三、因不識重文号而致誤例」の項目を立てて詳細な論述があり、大いに啓発を受けた。

（鹿児島大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）
二〇一四年七月二八日受付、二〇一四年十二月一日審査終了